

～参考資料～

鳥獣の捕獲等を行う場合の手続きについて

(1) 一般狩猟及び有害鳥獣捕獲事業（個別対応）

ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/syuryou.html>)

北海道森林管理局

森林管理局へようこそ	報道・広報	森林管理局の仕事	公売・入札情報等	リンク集
------------	-------	----------	----------	------

[ホーム](#) > [国有林への入林](#) > [狩猟に関する情報](#) > [鳥獣の捕獲等を行う場合の手続](#)

1. 鳥獣の捕獲等を目的として入林する場合の手続

- ・ 鳥獣の捕獲等（狩猟または許可による捕獲、銃器以外のワナ又は網による捕獲を含む。）
- ・ 届出の内容について、お問い合わせをすることがありますので、連絡先等の記入漏れがないようにお願いします。

・ 各森林管理署（支署）ごとに行う手続き

ア、 入林しようとする7業務日以前の勤務時間内までに、管轄する森林管理署（支署）（以下「署等」）あてに、入林届（第74号様式）を提出してください。


複数の署等の管内に入林する場合は、それぞれの署等あてに提出してください。

入林届の記載内容に不備がないことを確認したのち、接受印を押印した当該入林届の写しを交付します。

各森林管理署（支署）の管轄区域等一覧(PDF: 167KB) 

[入林届 \(第74号様式\)](#) (PDF: 169KB)  [\(WORD: 53KB\)](#)  ※裏面注意書きが一部変更となっています。 [記載例](#) (PDF: 135KB) 


[構成員名簿 \(別紙1\)](#) (PDF: 85KB)  [\(WORD: 89KB\)](#)  (団体が届出の場合に使用します。)

[注意喚起表示 \(別紙2\)](#) (PDF: 33KB)  (車両のダッシュボード等見やすい場所に掲示してください。)

イ、 入林届の提出方法は、署等への持ち込み又は郵送等によるものとします。

入林届の記載内容に不備がないことを確認したのち、接受印を押印した当該入林届の写しを交付しますので、郵送をご希望される場合は返信用封筒を同封願います。

ウ、 銃器による狩猟の場合は、別に定める「安全のための遵守事項」及び「署等ごとの留意事項」（以下「安全遵守事項等」）を事前に確認・理解したうえで、「確認書」（別紙6）を入林届とともに提出してください。なお、返信用封筒の同封は必要ありません。

[安全遵守事項等](#)(PDF: 1,742KB)  (安全のための遵守事項、署等ごとの留意事項などを一冊に取りまとめたものです。)

[確認書 \(別紙6\)](#) (PDF: 481KB)  ※昨年度と文面に変更はありませんが、体裁を整えました。

エ、 入林届の提出に際して、北海道が発行する「狩猟者登録証」の確認をさせていただくことがありますので持参してください。（郵送の場合は写しを同封願います。）

オ、 捕獲の方法が銃器以外の「ワナ等」である場合には、実際にワナ等を仕掛ける位置及び期間を決定し、地図上で仕掛ける位置を明示のうえ入林届を提出していただくこととなりますので、事前に署等と調整をしてください。

また、事故防止の観点から他の入林者への注意喚起として、ワナ等を仕掛けていることを現地で確実に表示してください。

・ ルール違反等があった場合の対応について

狩猟を目的とした入林にあたり、ルール違反等があった場合、（団体による届出の場合は、当該団体の全員を対象に）入林届（写）又は銃猟入林証等の返納、以降の入林を認めないなどの措置をする場合があるので十分注意してください。

占冠村管内の国有林野につきましては、平成26年度【占冠村猟区】として設定され、入猟日・入猟者数・狩猟鳥獣の種類・捕獲数・入猟承認料などについては、猟区管理者（占冠村長）が独自の管理を行うこととなり、猟区内への入林は猟区管理者（占冠村長）への申請・承認が必要となることから、全道一括入林を含め国有林野内への入林届では、一般狩猟者の方々は入林することはできません。

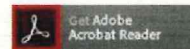
このことから、占冠村管内は全道一括入林の対象外となります。また、当該国有林野を管轄する上川南部森林管理署でも狩猟に係わる入林届の受理はできませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問合せ先

計画保全部 保全課

ダイヤルイン：050-3160-6286

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

林野庁
トップページへ

北海道森林管理局

住所：〒064-8537 北海道札幌市中央区
宮の森3条7丁目70番
電話：011-622-5213（代表）
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

・ [サイトマップ](#) ・ [プライバシーポリシー](#) ・ [リンクについて](#) ・ [著作権](#) ・ [免責事項](#)

(2) 全道一括銃猟入林届について

ホームページ (<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/ikkatunyurin.html>)

北海道森林管理局

森林管理局へようこそ	報道・広報	森林管理局の仕事	公売・入札情報等	リンク集
------------	-------	----------	----------	------

ホーム > 国有林への入林 > 銃猟に関する情報 > 全道一括銃猟入林届

全道一括銃猟入林届

- ・銃器による銃猟を目的とした入林にあたり、道内24森林管理署（支署）への入林届を一括して取り扱うことにより手続きの負担軽減を図るものです。
- ・個人、団体（法人等や銃猟者団体、任意の個人グループを含む）のいずれの場合でも手続き可能で、手数料は不要です。
- ・届出にあたっては、届出者全員が「安全のための遵守事項」等を確認のうえ、「確認書」の提出があることを要件とします。

- ・本手続きは今年度も実施しますが、**合同説明会は開催しません。**
 - ・入林届の内容に不備がないこと、**銃猟者登録番号の確認後に「銃猟入林証」と「車両入林証」を発行します。**入林届は**銃猟者登録前でも受付**けます。
- 届出は、郵送・FAX・持参のほか、オンラインでも受け付けています。
郵送の場合は、書類のやり取りに時間がかかりますので、オンラインによる届出を是非ご利用ください。

以下、熟読願います。

[安全遵守事項等\(PDF: 1,742KB\)](#) (安全のための遵守事項、署等ごとの留意事項などを一冊に取りまとめたものです。)

※道有林への入林手続きは、[こちら](#)

1. オンラインによる全道一括銃猟入林届（個人用）

届出者本人のメールアドレスが必須です。（代行不可）
銃猟入林証等は、指定のサイトからPDFデータとして各自ダウンロードしていただけます。カラー印刷のうえ使用してください。


注) 届出内容の確認後、指定のメールアドレスあてに、ダウンロード先のURLなどをメールで通知します。

注) @maff.go.jp からの送信となりますので、受信制限の解除等をお願いします。

注) 届出受理後、通常1～2業務日程度で、銃猟入林証等の発行（通知）が可能ですが、銃猟者登録番号確認まで発行（通知）を保留しますので、ご注意ください。

◆[確認書（別紙6）\(PDF: 481KB\)](#)

下記、入カフォームまたはQRコードからアクセスできます。

個人用入カフォーム 受付中 ※団体に所属していても、個人で届出することができます。 確認書（別紙6）を添付していただきますので、事前にご用意ください。	または	 スマートフォン等からは、こちらのQRコードをご利用ください。
--	-----	---

2. オンラインによる全道一括銃猟入林届（団体用）

届出代表者本人のメールアドレスが必須です。

銃猟入林証等は、指定のサイトから全員分のPDFデータをダウンロードしていただきます。カラー印刷のうえ届出者に受渡し願います。

注) 指定のメールアドレスあてに、ダウンロード先のURLなどをメールで通知します。

注) @maff.go.jp からのメールとなりますので、受信制限の解除等をお願いします。

注) 届出受理後、通常3業務日程度で、銃猟入林証等の発行が可能です。狩猟者登録番号確認まで発行(通知)を保留しますので、ご注意ください。

- ◆ [全道一括銃猟入林届\(入林者名簿\)\(別紙3-2\)\(EXCEL:19KB\)](#)
- ◆ [確認書\(別紙6\)\(PDF:481KB\)](#)

下記入力フォームからアクセスできます。

団体用入力フォーム 受付中

※全道一括銃猟入林届(別紙3-2)と全員分の確認書(別紙6)を添付していただきますので、事前にご用意ください。

3.郵送等による届出

郵送、持参のほかFAXでも受け付けます。

銃猟入林証等は郵送します。(返信用封筒、切手は不要です。)

届出受理後、通常5業務日程度で銃猟入林証等の発行が可能です。狩猟者登録番号確認まで発行(郵送)を保留しますので、ご注意ください。

(団体等の場合、人数によっては時間がかかる場合がありますので、お問い合わせください。)

10月1日の前日までに入林証を受け取りたい方は、9月16日必着で提出してください。

10月22日の前日までに入林証を受け取りたい方は、10月11日必着で提出してください。

例年、9月上旬～中旬に届出が集中します。10月22日からの入林を希望される方は、10月に入ってからの届出にご協力ください。

全道一括銃猟入林届(入林者名簿_別紙3-1) [\(記載要領\)\(PDF:296KB\)](#)

- ◆ [団体・手書き用\(PDF:136KB\)](#) [\(記載例\)\(PDF:132KB\)](#)
- ◆ [団体・データ入力用\(EXCEL:21KB\)](#)
- ◆ [個人・手書き用\(PDF:82KB\)](#) [\(記載例\)\(PDF:96KB\)](#)
- ◆ [個人・データ入力用\(EXCEL:17KB\)](#)

- ◆ [確認書\(別紙6\)\(PDF:481KB\)](#)

送付先

〒064-8537

北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 保全課 全道一括銃猟入林届担当

お問い合わせは、平日8時30分～12時、13時～17時

TEL:011-622-5250

FAX:011-616-4021

お問合せ先

計画保全部 保全課(藤本、高井)

TEL:011-622-5250

銃猟立入禁止区域図 (Web マップ) について

ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/attach/jyuukinnzu.html>)

北海道森林管理局

森林管理局へようこそ	報道・広報	森林管理局の仕事	公充・入札情報等	リンク集
------------	-------	----------	----------	------

ホーム > 国有林への入林 > 狩猟に関する情報 > 銃猟立入禁止区域

銃猟立入禁止区域図

◆◆◆令和4年度版公開中◆◆◆

※Internet Explorer 11 と Microsoft Edge レガシーのサポートが終了になりました。今後は、すべての Web ブラウジングで、Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome などの最新のブラウザに移行することを強くお勧めします。

留意事項 (全般)

『銃猟立入禁止区域』については、下記のとおりですのご確認ください。

狩猟者の皆様におかれましては、必要な地区の銃猟立入禁止区域 をダウンロードまたは印刷していただくようお願いいたします。

[完全遵守事項書\(PDF: 1,742KB\)](#) **New** (「安全のための遵守事項」「過等ごとの留意事項」などを一冊に取りまとめたものです。)
[銃猟区域第一巻\(PDF: 96KB\)](#)


【凡例】


赤色の区域は土日、祝日、年末年始も銃猟禁止です。

黄色の区域は法令等で鳥獣の捕獲が禁止されている地域です。

緑色の区域は猟区です。出猟には手続が必要です。詳しくは占冠村 または西興部村猟区管理協会 にお問い合わせください。

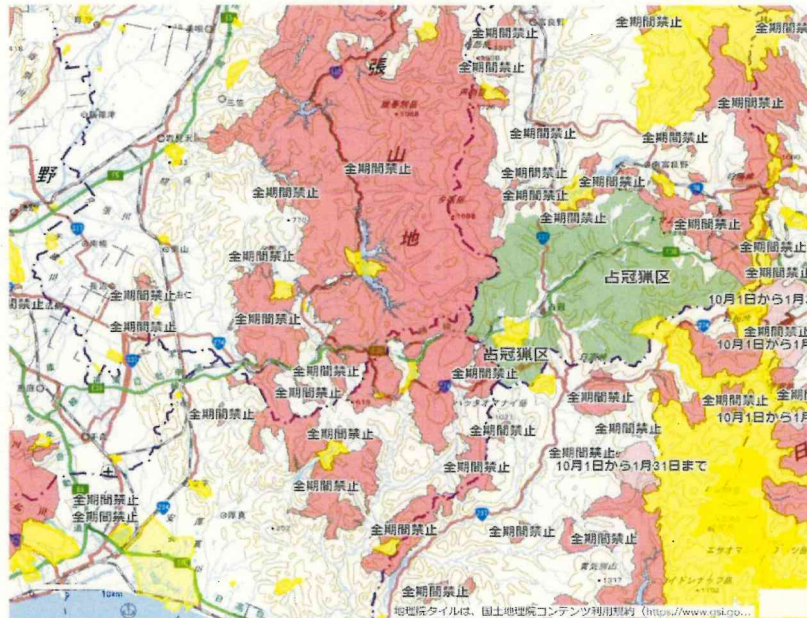
国有林は数字が青色です。例 **10001** 道有林は数字が黄色です。例 **100**

道有林 狩猟通行路標  (11月1日から狩猟期間終了まで通行可能です。)

道有林 開放林道  (通年、通行が可能な林道です。狩猟目的以外の方も入林しているので、ご注意ください。)

上記道有林林道の詳細につきましては、[北海道庁 道有林課](#) にお問い合わせください。

令和4年度 国有林・道有林 銃猟立入禁止区域図 10月1日以降は『毎週金曜日に更新版の確認をしてください。』



銃猟立入禁止区域 を印刷する場合は、[こちら](#) のマップが便利です。マップ右上の「プリンターアイコン」からPDFに出力できます。また、設定の『高度』から縮尺を指定することもできます。また、[エソシカ情報マップ](#)を公開しています。サイトは[こちら](#) から **New**

スマートフォン等での閲覧は、こちらのQRコードを読み込め、リンクをクリックしてください。なお、通信圏外でのご利用ができないことから、林内での閲覧の際は、電波状況にご注意ください。

	または こちらをクリック
---	------------------------------

銃猟立入禁止区域図（ダウンロード版）おすすめ！ **令和4年度版を公開しました。** New

『携帯電話の通信圏外でも、図面や現在地が表示されます。』（入林前にはマップの更新をお願いいたします。）

※**重要なお知らせ！『Explorer for ArcGIS』は令和3年12月1日でサポートを終了しました。『ArcGIS Field Maps』を導入することにより引き続き、銃猟立入禁止区域図（ダウンロード版）を利用いただけます。**

『ArcGIS Field Maps』の導入方法は下記を参照してください。

林内は、携帯電話の電波が届かない場所が多いため、林内での閲覧用にダウンロード版 銃猟立入禁止区域図を公開しました。こちらの、ダウンロード版 銃猟立入禁止区域図は、携帯電話の通信圏外でも閲覧できます。

お持ちのスマートフォン、タブレットで、アプリケーションをインストールすることによりご利用いただけます。

◎導入方法（印刷用PDF）

手順(1) アプリのダウンロード

1、お使いの端末（スマートフォン等）から、それぞれ対応のアプリストアから、アプリ（ArcGIS Field Maps）を無料ダウンロード及びインストールします。

下記ボタンをクリックするか、お使いの端末（スマートフォン等）のアプリストアから『ArcGIS Field Maps』を検索してインストールしてください。



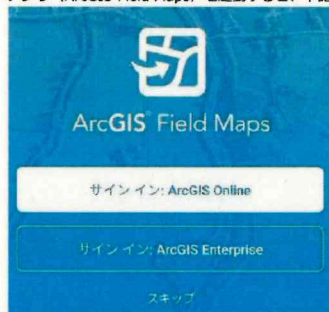
App Store
(iPhone)



Google play
(android)

手順(2) 図面のダウンロード

1、アプリ（ArcGIS Field Maps）を起動すると、下記の画面が出ますので、『スキップ』をクリック。



2、検索で『銃猟』を検索すると、下記のような検索結果が表示されます。

『R4銃猟立入禁止区域図（ダウンロード版）』をダウンロードして下さい。

※約198MBあるので、WiFi環境でのダウンロードをお勧めします。

※入林前には必ず図面が最新版である事を確認してください。更新したマップが正しく表示されない場合は、アプリを再起動してください。



3、銃猟立入禁止区域図（ダウンロード版）を開くと下記のようなマップが表示されます。



- ※1、スマートフォンの操作方法については、ご契約の通信事業者のサポートセンターに直接お問い合わせください。
- ※2、ダウンロードは入林前に行い、事前に最新の銃猟立入禁止区域の確認をお願いいたします。
- ※3、ダウンロードする場合は、別途パケット通信料がかかります。WiFi環境でのダウンロードを、お奨めいたします。

シェープファイルの公開※令和4年度版を公開しました。

シェープファイルを活用できる方を対象に、公開可能なシェープファイルのダウンロード先を公開いたします。ここで公開していないシェープファイルは、著作権により保護されているため、公開できません。

シェープファイルはマップ本体の更新と連動します。入林の際は必ず最新の銃猟立入禁止区域図を基に入林してください。

・令和4年度 銃猟立入禁止区域

・ゲート、通行止め情報

・法令等禁止区域

※ハンディGPS等に取り込む場合は、変換等が必要な場合があります。設定等のサポートは行っておりません。ご了承の上ご利用ください。

銃猟立入禁止区域図及び安全遵守事項 配布場所

インターネットで図面を閲覧できない方を対象に、下記の森林管理（支）署で紙図面等を配布しています。

紙図面は、インターネットで閲覧できる図面と同じものです。入林場所等の印刷が必要な位置を、お申し出ください。

森林管理署	所在地・電話番号	管轄区域（市町村） (注：[] 内の町村は、国有林のない市町村)
石狩森林管理署	〒064 - 8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番 電話：IP：050 - 3160 - 5710 NTT：011-622-5111	恵庭市、千歳市、石狩市、札幌市、当別町、新篠津村、江別市、北広島市、余市町、仁木町、赤井川村、古平町、積丹町、小樽市
空知森林管理署	〒068 - 0003 岩見沢市3条東17 - 34 電話（代表）： IP：050 - 3160 - 5715 NTT：0126 - 22 - 1940	岩見沢市、三笠市、美幌市、月形町、由仁町、長沼町、南幌町、夕張市、栗山町、芦別市、赤平市 [奈井江町、上砂川町、砂川市、歌志内市、滝川市、新十津川町、浦臼町]
空知森林管理署 北空知支署	〒074 - 0414 南竜郡幌加内町字清月 電話（代表）： IP：050 - 3160 - 5720 NTT：0165 - 35 - 2221	深川市、沼田町、幌加内町、雨竜町、北竜町 [妹背牛町、秩父別町]
胆振東部森林管理署	〒059 - 0903 白老郡白老町日の出町3丁目4 - 1 電話：0144 - 82 - 2161 IP：050 - 3160 - 5700	白老町、苫小牧市、むかわ町 [厚真町、安平町]
日高北部森林管理署	〒055 - 2303 沙流郡日高町栄町東2丁目258 - 3 電話：01457 - 6 - 3151 IP：050 - 3160 - 5705	日高町、平取町
日高南部森林管理署	〒056 - 0004 日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6 - 5 電話：0146 - 42 - 1615 IP：050 - 3160 - 1720	新冠町、新ひだか町、浦河町、えりも町 [様似町]
留萌北部森林管理署	〒098 - 3392 天塩郡天塩町新栄通6丁目 電話：01632 - 2 - 1151 IP：050 - 3160 - 5725	天塩町、羽幌町、初山別村、遠別町

留萌南部森林管理署	〒077 - 0037 留萌市沖見町2丁目71番地1 電話：0164 - 42 - 2515 IP：050 - 3160 - 5730	増毛町、留萌市、小平町、苫前町
上川北部森林管理署	〒098 - 1202 上川郡下川町緑町21番地4 電話：01655 - 4 - 2551 IP：050 - 3160 - 5735	中川町、名寄市、下川町、土別市、和寒町 [剣淵町、美深町、音威子府村]
宗谷森林管理署	〒097 - 0021 稚内市港4丁目6 - 6 電話：0162 - 23 - 3617 IP：050 - 3160 - 5740	稚内市、利尻町、利尻富士町、礼文町、猿払村、 浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町
上川中部森林管理署	〒070 - 8003 旭川市神楽3条5丁目3 - 11 電話：0166 - 61 - 0206 IP：050 - 3160 - 5745	上川町、旭川市、辰橋町、比布町、愛別町、美瑛町、 東川町 [当麻町、東神楽町]
上川南部森林管理署	〒079 - 2401 空知郡南富良野町字幾寅 電話：0167 - 52 - 2772 IP：050 - 3160 - 5750	富良野市、上富良野町、南富良野町、占冠村 [中富良野町]
網走西部森林管理署	〒099 - 0404 紋別郡遠軽町大通北4丁目1 - 1 電話：0158 - 42 - 2165 IP：050 - 3160 - 5760	遠軽町、湧別町
網走西部森林管理署 西紋別支署	〒099 - 5603 紋別郡滝上町字滝ノ上原野3線北1 電話：0158 - 29 - 2231 IP：050 - 3160 - 5765	滝上町、紋別市 [興部町、西興部村、雄武町]
網走中部森林管理署	〒099 - 1100 常呂郡置戸町字置戸398 - 99 電話：0157 - 52 - 3011 IP：050 - 3160 - 5770	佐呂間町、北見市、置戸町 [訓子府町]
網走南部森林管理署	〒099 - 3642 斜里郡小清水町南町1丁目24番21号 電話：0152 - 62 - 2211 IP：050 - 3160 - 5775	津別町、美幌町、小清水町、清里町、網走市、大空町、 斜里町
根釧西部森林管理署	〒085 - 0825 釧路市千歳町6 - 11 電話：0154 - 41 - 7126 IP：050 - 3160 - 5785	釧路市、釧路町、標茶町、厚岸町、鶴居村、浜中町、 弟子屈町、白糠町
根釧東部森林管理署	〒086 - 1652 標津郡標津町南2条西2丁目1 - 16 電話：0153 - 82 - 2202 IP：050 - 3160 - 6675	標津町、羅臼町、別海町、中標津町、根室市
十勝東部森林管理署	〒089 - 3703 足寄郡足寄町北3条2丁目3 - 1 電話：0156 - 25 - 3161 IP：050 - 3160 - 5790	足寄町、本別町、陸別町 [池田町、浦幌町]
十勝西部森林管理署	〒080 - 0809 帯広市東9条南14丁目2番地2 電話：0155 - 24 - 6118 IP：050 - 3160 - 5795	清水町、芽室町、音更町、帯広市、中札内村、更別村、 大樹町、広尾町 [幕別町、豊橋町]
十勝西部森林管理署 東大雪支署	〒080 - 1408 河東郡上士幌町字上士幌東3線231 電話：01564 - 2 - 2141 IP：050 - 3160 - 5800	上士幌町、士幌町、新得町、鹿追町
後志森林管理署	〒044 - 0002 虻田郡倶知安町北2条東2丁目 電話：0136 - 22 - 0145 IP：050 - 3160 - 5805	倶知安町、京極町、喜茂別町、留寿都村、神恵内村、 泊村、共和町、岩内町、黒松内町、島牧村、寿都町、 洞爺湖町、壮瞥町、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町 [真狩村、二セコ町、蘭越町]
檜山森林管理署	〒043 - 1112 檜山郡厚沢部町緑町162 - 28 電話：0139 - 64 - 3201 IP：050 - 3160 - 5810	厚沢部町、江差町、奥尻町、乙部町、北斗市、上ノ国町、 木古内町、知内町、福島町、函館市 [松前町]
渡島森林管理署	〒049 - 3115 二世郡八雲町出雲町13 電話：0137 - 63 - 2141 IP：050 - 3160 - 5815	今金町、長万部町、鹿部町、せたな町、七飯町、森町、 八雲町